

7 高 第 8 3 1 号
令和 7 年 10 月 1 日

京都府慢性期医療協会会長 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)

介護サービス事業所・施設指定申請等に係る
電子申請・届出システムの原則化について

平素は、介護保険制度の円滑な実施に御理解、御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度介護保険サービス事業者等集団指導においても介護サービス事業所・施設宛て御説明いたしましたが、令和 5 年 3 月 31 日付けで介護保険法施行規則が改正され、令和 7 年度末までに全ての地方公共団体で「電子申請・届出システム」（以下「本システム」という。）を導入し、原則、指定申請等手続きを本システムによる電子申請・届出にて実施することが義務付けられました。

上記を踏まえ、本府では令和 7 年 10 月 1 日より本システムを活用した電子申請・届出による手続きを原則化することとしておりますのでお知らせします。

なお、京都府指定の介護サービス事業所・施設（保険医療機関等みなし指定事業所を含む。）に対し、下記のとおりワムネット京都府センター及び京都健康医療よろずネットにて周知しておりますので、併せて御参照ください。

記

1 ワムネット京都府センター

- 【重要】介護サービス事業所・施設指定申請等に係る電子申請・届出システムの原則化について（保険医療機関等みなし指定事業所も含む。）

<https://www.wam.go.jp/wamappl/26kyoto/26bb01kj.nsf/6b16380d97f55135492567d0000714b4/8c473644c997cb1149258d15001eddd6?OpenDocument>

2 京都健康医療よろずネット

- 【重要】介護サービス事業所・施設指定申請等に係る電子申請・届出システムの原則化について（保険医療機関等みなし指定事業所も含む。）

<https://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/ap/qq/inf/pwinfomnlt02.aspx?serviceid=pwinfomnlt&syskbn=qq&attachfilekbn=01&infono=4247>

【担 当】

京都府健康福祉部高齢者支援課
事業所・福祉サービス係
TEL：075-414-4571